

公 告

簡易型制限付一般競争入札の実施について

簡易型制限付一般競争入札（期間入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づいて次のとおり公告する。

令和7年6月26日
新上五島町長 石田 信明

1 共通事項

項 目	入 札 参 加 資 格 要 件 等
事 業 所 の 所 在 地	新上五島町入札制度合理化対策要綱第4条に規定する入札参加資格者名簿に登録されており、本社・本店又はこれに準じる営業所等（以下「受任事業所」という。）を新上五島町内に有する者であること。（詳細は「3 個別事項 入札参加資格要件」の欄を参照すること。）
入 札 参 加 の 形 態	単体企業であること。
現 場 説 明 会	開催しない。
入 札 回 数 等	(1) 1回とする。ただし、1回目の入札において、最低入札価格が予定価格を超過したことにより落札者が決定しなかった場合は、1回限りの再度入札を行う。 (2) 最低制限価格を設定する入札において、最低制限価格未満の入札をした者は「失格」とする。また、1回目の入札で失格となった者は、再度入札に参加できない。 (3) 再度入札で落札者が決定しない場合は、最低価格が規定の範囲内であれば、これを提示した者と協議して、予定価格の範囲内で随意契約の相手方を決定できるものとする。 (4) 落札に有効な価格の範囲内で最低価格の入札を行った者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。また、開札日に、その入札をした者が立ち会っていないときは、その者に通知し、入札執行者が指定する日時及び場所においてくじ引きにより落札者を決定する。ただし、入札者（立会者）が指定した日のくじ引きに参加しないこととした場合は、入札事務に関係のない本町職員が代行してくじ引きを行う。 (5) 入札参加者が1者の場合においても、入札を執行するものとする。
入 札 金 額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税等に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。
入 札 の 無 効	新上五島町契約規則第16条及び新上五島町入札執行事務処理要綱第10条第1項の規定に該当するとき並びに入札執行者が無効と判断する場合にはその者のした入札を無効とする。また、1回目の入札で無効となった者は、再度入札に参加できない。
入 札 保 証 金	新上五島町契約規則第9条第2号の規定を適用し、免除する。ただし、落札者が契約を結ばない場合には、損害賠償金として落札価格（消費税を含む。）の100分の5に相当する金額を徴収する。
公 告 日	令和7年6月26日
入札参加申請書受付期間	令和7年6月26日 17時00分 から 令和7年7月7日 24時00分 まで
入 札 参 加 申 請 書 提 出 方 法	電子メール(zaisei@town.shinkamigoto.nagasaki.jp)により申請すること。インターネット環境の不具合等によりメールの送受信が出来ない場合は、ファックス又は持参により申請すること。ただし、持参する場合の提出期限は、令和7年7月7日 17時15分までとする。
設 計 図 書 等 閲 覧 期 間	令和7年6月26日 17時00分 から 令和7年7月23日 17時15分 まで
設計図書等質問書提出期限	令和7年7月14日 12時00分 まで
設計図書等質問書提出方法	電子メール(zaisei@town.shinkamigoto.nagasaki.jp)により提出すること。※インターネット環境の不具合等によりメールの送受信が出来ない場合は、ファックス又は持参により提出すること。
入 札 書 の 提 出 期 間	簡易型制限付一般競争入札参加承認通知日から令和7年7月22日 17時15分まで
入 札 書 の 提 出 先	〒857-4495 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1 新上五島町役場財政課
入 札 書 の 提 出 方 法	書留郵便又は持参により提出すること。
開 札 日 時 ・ 場 所	令和7年7月23日 9時00分 新上五島町役場本庁3階F会議室
入 札 参 加 承 認 又 は 落 札 決 定 の 取 消	(1) 本入札の公告から契約締結日までの間において、指名停止の措置を新上五島町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、入札参加承認又は落札決定の取り消しを行う。また、その指名停止の措置を受けた者が行った入札は無効とする。 (2) 本入札の公告から契約締結日までの間において、新上五島町が行う各種契約からの暴力団等排除に基づく排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、入札参加承認又は落札決定の取り消しを行う。また、その排除措置を受けている者が行った入札は無効とする。 (3) 本入札の公告から契約締結日までの間において、新上五島町建設工事成績評定要領第10条の規定に基づき入札参加規制を受けた者の規制対象工種に係る入札参加資格及び入札参加承認は取り消しを行う。また、その者がした規制対象工種についての入札は無効とする。

その他	(1) 各事業の概要や事業費の積算に必要な資料は、設計図書(仕様書)等を閲覧(要パスワード)すること。 (2) 入札参加申請書、設計図書等質問書及び入札書を持参する場合は、新上五島町の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除いた日に提出すること。 (3) 入札書提出後は、書き換え、引換え又は撤回することはできない。 (4) 入札結果一覧表の公開及び入札結果通知書の発送は、開札日の翌日を予定している。 (5) その他入札、契約に関する事項は、新上五島町契約規則並びに新上五島町建設工事執行規則及び関係規定の定めるところによるものとする。
-----	--

2 分野別事項

(1) 建設工事

予 最 低 制 限 価 格	設計額にランダム係数を乗じ予定基本価格とし、設計額の 92% にランダム係数を乗じ最低制限基本価格とする。さらに、公開（入札会場）において、それぞれにランダム係数を乗じ、予定価格及び 最低制限候補価格を決定し、規定により最低制限価格を決定する。 （【建設工第6号 町道浜ノ浦道土井線改良工事（道土井工区）】については別途要件による。）
前 金 払	当初請負代金額が100万円以上の場合に適用する。（請負代金額の40%以内）
中 間 前 金 払	当初請負代金額が100万円以上の場合に適用する。（請負代金額の20%以内。その他の要件有。）
部 分 払	当初請負代金額が1,000万円以上の場合に適用する。
契 約 保 証 金	当初請負代金額が300万円以上の場合は、請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。（免除規定有。）
工 事 費 内 訳 書 の 審 査	工事費内訳書の審査は、落札候補者のみを審査して、落札者を決定する。
現 主 任 技 術 者 代 理 技 術 者	(1) 請負代金額が4,500万円（建築工事は9,000万円）未満の工事は、現場代理人の取扱いについて（通知）の適用対象工事である。 (2) 建設業法第26条第2項に該当する工事（下請金額の合計金額が5,000万円以上、建築工事は8,000万円以上の工事）は、「監理技術者」を現場に専任で配置すること。 (3) 建設業法第26条第3項に該当する工事（請負額が4,500万円以上、建築工事は9,000万円以上の工事）に配置する技術者は、現場に専任で配置すること。 ※ (2)(3)については、緩和規定有。
そ の 他	(1) 下請金額の合計金額が5,000万円以上（建築工事は8,000万円以上）の工事は特定建設業の許可を有する者でなければならない。 (2) 建設工事に係る資源の再資源化に関する法律の対象となる工事は、法律に基づき契約書（別紙）に必要事項を記載し契約締結を行う。

(2) 建設関連業務

最 低 制 限 価 格	予定価格の90%を最低制限価格とする。
前 金 払	当初請負代金額が100万円以上の場合に適用する。監理業務は適用無（請負代金額の30%以内）
中 間 前 金 払	無
部 分 払	当初請負代金額が1,000万円以上の場合に適用する。
契 約 保 証 金	新上五島町契約規則第32条3号の規定により免除する。

(3) 物品調達・役務の提供

最 低 制 限 価 格	無
前 金 払	無
中 間 前 金 払	無
部 分 払	無
契 約 保 証 金	新上五島町契約規則第32条3号の規定により免除する。
応 札 物 品 仕 様 書 提 出 期 限	令和7年7月17日 12時00分 まで

3 個別事項

(1) 建設工事

番 号 及 び 名 称	工事場所 〔長崎県南松浦郡新上五島町〕	工 期	入 札 参 加 資 格 要 件 等			担当課名
			建設業許可	格付等	その他の要件	
建設工第6号 町道浜ノ浦道土井線改良工事（道土井工区）	道土井郷道土井地内	令和8年3月25日 限り	土木工事業	A	受任事業者を除く 建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領及び低入札価格調査制度要綱を適用する。（別途要件有）	建設課
建設工第7号 町道有川27号線他整備工事（4工区）	有川郷西原地内	170日間 任意着手方式 ※1 実工期：工事の始期から170日間※2	土木工事業	A・B	受任事業者を除く	建設課

番 号 及 び 名 称	工事場所 〔長崎県南松浦 郡新上五島町〕	工 期	入 札 参 加 資 格 要 件 等			担当課名
			建設業許可	格付等	その他の要件	
建設工第10号 河川浚渫工事（普通河 川今里川）	今里郷今里地内	120日間 任意着手方式 ※1 実工期：工事の始期 から120日間※2	土木工事業	A・B	受任事業者を除く	建設課
農林工第5号 林道鬼ヶ原線落石防止 柵設置工事	西神ノ浦郷西神 ノ浦地内	令和7年12月12日 限り	土木工事業	B・C	受任事業者を除く	農林課
財管工第2号 本庁第1倉庫建設工事	青方郷1585番地 1	令和8年1月16日 限り	建築工事業	A	受任事業者を除く	財産管理課
住民工第2号 上郷小学校前ごみス テーション建替工事	奈摩郷上ノ原地 内	令和7年10月31日 限り	建築工事業	B・C	受任事業者を除く	住民生活課
地域工第1号 小串入口バス待合所建 設工事	小串郷554番地1	令和7年10月30日 限り	建築工事業	B・C	受任事業者を除く	地域づくり課
水道工第12号 若松島地区簡易水道基 幹改良工事（舗装）	若松郷若松郷若 松、神部、土井 ノ浦地内	140日間 任意着手方式 ※1 実工期：工事の始期 から140日間※2	舗装工事業	A	受任事業者は総合数値 が1,000点以上の者	水道課
建設工第8号 町道有川27号線他整備 工事（舗装1工区）	有川郷西原地内	140日間 任意着手方式 ※1 実工期：工事の始期 から140日間※2	舗装工事業	A	受任事業者は総合数値 が1,000点以上の者	建設課
水道工第11号 若松島地区簡易水道基 幹改良工事（管路）	若松郷、漁生浦 郷地内	令和8年2月10日 限り	水道施設工事業	A	受任事業者を除く	水道課
水道工第13号 有川地区簡易水道基幹 改良工事（管路）	有川郷有川地内	令和7年11月10日 限り	水道施設工事業	A	受任事業者を除く	水道課
水道工第14号 有川地区簡易水道基幹 改良工事（施設）	有川郷1935番地 5	令和8年3月10日 限り	水道施設工事業	A	受任事業者を除く	水道課
6緑教生工第13号 東神ノ浦体育館解体工 事	東神ノ浦郷202 番地4	令和7年12月26日 限り	解体工事業	-	受任事業所を除く	生涯学習課
6緑総消工第12号 若松地区第7分団消防 詰所格納庫解体工事	宿ノ浦郷789番 地3	令和7年9月30日 限り	解体工事業	-	受任事業所を除く	消防防災室

(2) 建設関連業務

番 号 及 び 名 称	業務場所 〔長崎県南松浦 郡新上五島町〕	履行期間	入 札 参 加 資 格 要 件 等			担当課名
			業種区分	格付等	その他の要件	
建設業第6号 町道青方補助17号線他 整備工事測量設計業務 委託	青方郷青方地内	令和7年11月28日 限り	土木関係 道路	-	-	建設課
建設業第7号 町道青方開田団地線他 整備工事測量設計業務 委託	青方郷青方地内	令和7年11月28日 限り	土木関係 道路	-	-	建設課

(3) 物品調達・役務の提供

番 号 及 び 名 称	業務場所 〔長崎県南松浦 郡新上五島町〕	履行期間 納入期限 契約期間	入 札 参 加 資 格 要 件 等			担当課名
			分類品目	格付等	その他の要件	
教学借第6号 モノクロ複合機賃貸借 (青方小学校)	青方郷1460番地 1	【納入期限】 令和7年9月30日 限り 【契約期間】 令和7年10月1日 から 令和12年9月30日 まで	【レンタル・リース】 事務機器・OA機器 OA機器	-	-	学校教育課
教学借第8号 AED(自動体外式除細動 器)賃貸借	内	【納入期限】 令和7年9月30日 限り 【契約期間】 令和7年10月1日 から 令和12年9月30日 まで	【レンタル・リース】 医療関係 医療用機器類	-	-	学校教育課
農林役第11号 網上地区町行造林間伐 素材生産業務委託	網上郷山ノ上地 内	令和8年1月20日 限り	【役務の提供】 森林整備	-	-	農林課
水道役第21号 水道量水器取替業務委 託(若松地区)	若松地区内	令和8年1月30日 限り	【役務の提供】 保守点検・維持管理・ 運転等 水道量水器取替	-	-	水道課
水道役第22号 水道量水器取替業務委 託(上五島地区)	上五島地区内	令和8年1月30日 限り	【役務の提供】 保守点検・維持管理・ 運転等 水道量水器取替	-	-	水道課
水道役第23号 水道量水器取替業務委 託(新魚目地区)	新魚目地区内	令和8年1月30日 限り	【役務の提供】 保守点検・維持管理・ 運転等 水道量水器取替	-	-	水道課
水道役第24号 水道量水器取替業務委 託(有川地区)	有川地区内	令和8年1月30日 限り	【役務の提供】 保守点検・維持管理・ 運転等 水道量水器取替	-	-	水道課

□ 次の案件における本契約については、議会の議決を要するため、落札決定後は仮契約を締結し、新上五島町議会の議決を経た後、本契約を締結する。なお、議会で議決されなかった場合でも、当該仮契約について、落札者に対しいかなる責任を負うものではない。

- ・ 【財管工第2号】 本庁第1倉庫建設工事
- ・ 【建設工第6号】 町道浜ノ浦道土井線改良工事(道土井工区)

□ 建設工第6号 町道浜ノ浦道土井線改良工事（道土井工区）に関する別途要件について

- ① 本工事は、総合評価落札方式（特別簡易型）による入札である。
- ② 本工事は、低入札価格調査制度を適用する入札である。
- ③ 技術資料の提出期限は令和7年7月22日 17時15分までとする。

- ※1 ○ 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した試行工事（任意着手方式）であり、受注者は、発注者が示した工事着手期限までの間で工事の始期を自由に設定することができる。
- 受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式第1号）」により、工事の始期を通知すること。（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日まで）
- 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

※2 余裕期間（任意着手方式）及び工事着手期限について

番 号	余裕期間	工事着手期限
水道工第12号	最大56日	契約締結日から最大56日後の翌日
建設工第7号	最大68日	契約締結日から最大68日後の翌日
建設工第8号	最大56日	契約締結日から最大56日後の翌日
建設工第10号	最大48日	契約締結日から最大48日後の翌日